

5 歳児健康診査の実施方法の検討について

	案 1 集団方式（悉皆健診※1）	案 2 巡回方式、集団健診	案 3 集団方式（抽出健診※2）
対象者	実施年度に満 5 歳（4 歳児クラス）になる児		
対象者数 （想定）	4 歳児：1,205 人（令和 7 年 4 月 1 日現在）	市内公立幼稚園、公立・私立保育園の 4 歳児：1,026 人（令和 7 年 4 月 1 日） 在宅・市外園等の 4 歳児：179 人	健診対象者数：384 人 （市内公立幼稚園、公立・私立保育園の 4 歳児 1,026 人から健診対象者・健診希望者の出現率 20% の場合：205 人＋在宅・市外園等の 4 歳児：179 人）
実施方式	集団方式（悉皆健診） 保健センターにて実施	巡回方式 ＜市内園＞園にて実施。医師の診察は園の内科健診 集団健診 ＜在宅、市外園等＞保健センターにて実施。当日、健診医による診察	（1）アンケート 4 歳児全員へアンケート送付、回答 （2）抽出健診 保健センターにて実施。 ＜市内園＞アンケート結果等による健診対象者、健診希望者 ＜在宅・市外園等＞ <u>全員</u> ：健診対象者
実施回数 1 回当たり 健診人数	年 36 回程度 30 人程度（前半、後半で各 15 人）	巡回方式：年 49 回程度 公立幼稚園：15 園 30 クラス（回） 公立・私立保育園：17 園 19 クラス（回） 集団健診：年 6 回程度、30 人程度	年 10 回程度 30 人程度（前半、後半で各 15 人）
受診率、 受診者数 （見込）	受診率 90%、受診者数 1,085 人	巡回方式：受診率 95%、受診者数 975 人 集団健診：受診率 80%、受診者数 143 人	受診率 80%、受診者数 307 人
実施内容	【事前】 ① 問診票を送付、回収 【当日】 ② 事前カンファレンス ※午前中 ③ 受付、身体測定 ④ 問診、個別観察 ⑤ 母子分離：（児）集団観察、（保護者）講話 ⑥ 医師による診察 ⑦ 保健師相談、専門相談 ⑧ 事後カンファレンス 【事後】 ⑨ 保護者へ結果通知	＜市内園＞ 【事前】 ① 問診票を送付、回収 【当日】 ② 事前カンファレンス ③ 集団観察 ④ 個別健診 ⑤ 事後カンファレンス（仮判定） 【事後】 ⑥ 医師監修による最終判定 ⑦ 保護者へ結果通知 ＜在宅、市外園等＞ 案 1 集団方式と同様	（1）アンケート ① アンケートを送付、回収 ② アンケート結果等により個別通知 a. 健診対象者 ⇒ 結果及び健診案内を送付 b. 健診希望者 ⇒ 結果及び健診案内を送付 c. 健診対象者ではない ⇒ 結果を送付 （2）抽出健診 案 1 集団方式と同様

	案1 集団方式（悉皆健診）	案2 巡回方式、集団健診	案3 集団方式（抽出健診）
従事者	医師1人、保健師8人、看護師2人、保育士2人、臨床心理士1人、管理栄養士1人、学校・保育関係課の職員2人	保健師4（8人）、看護師（2人）保育士2人、臨床心理士1人、園の先生2人 *（ ）は集団健診 医師：巡回方式－（内科健診）、健診結果の監修 集団健診－診察1人	医師1人、保健師8人、看護師2人、保育士2人、臨床心理士1人、管理栄養士1人、学校・保育関係課の職員2人
健診後フォロー	① 園へ巡回支援 ② 面談・電話等、担当保健師による支援 ③ 発達相談 ④ 必要時に応じて関係機関紹介等		
課題	（1）実施場所の確保 現在、乳幼児健康診査は4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児・2歳6か月児歯科健診（健康相談）、3歳児健康診査について、月12回（年144回）実施している。その他事業も実施しており、実施場所の確保が必要である。 （2）従事者の確保 上記理由と同様。従事者の確保が困難である。また、小児科医師へは、4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を依頼し、4か月児健康診査は月3回のうち2回を医師2名で実施しており、医師を確保する必要がある。 （3）5歳児健康診査の周知 新たに開始する健診であるため、必要性を保護者や関係機関等へ理解を得られ、受診に繋がるよう周知、工夫が必要である。	（1）従事者の確保 クラス分を開催する場合、年49回程度を実施し、保健センターで集団健診を年6回実施する場合、年55回程度の実施が見込まれる。現在、実施している乳幼児健康診査に加え、想定回数を実施するための従事者を確保する必要がある。 （2）医師の確保（園医の協力） 年55回程度の巡回方式を依頼することは難しく、園医に監修及び協力を依頼する必要がある。 （3）日程及び会場の確保 各園の行事等を考慮し、園によっては2～3回開催する場合もあるため、市内32園と日程調整をして日程の確保及び会場を確保できるか不透明である。 （4）実施体制の整備 園児の普段の様子を観察するには、園の先生の協力が必要であり、実施に向けた準備、実施前後の保護者対応など、園への負担は大きい。一斉開始ではなく、段階的に実施園を拡大していくなど、実施体制及び実施方法の検討が必要である。 （5）保護者の相談機会 保護者同席しない場合、後日、結果説明や専門相談の機会が必要である。	（1）実施体制の構築 アンケート回答結果及び普段の園の様子等を踏まえて健診案内をする必要がある。園を始め、関係機関等との協力、連携が必要である。 （2）園等との連携 5歳児健康診査の周知、アンケートへ配布、回収の協力、保護者対応等の協力が必要である。 （3）従事者の確保 現在、実施している乳幼児健康診査に加え、年10回程度、確実にを行うための従事者の確保が必要である。 （4）5歳児健康診査の周知 新たに開始する健診であるため、必要性を保護者や関係機関等へ理解を得られ、アンケート回答、受診に繋がるよう周知、工夫が必要である。
共通課題	（1）健診内容（観察内容・問診票・健診票・判定基準等）の検討 （2）健診後フォローアップ体制の構築 （3）入学する前年に実施する就学時健康診断等との兼ね合い （4）従事者の資質向上		

※1 悉皆健診：対象となる年齢の幼児全てに対する健診。

※2 抽出健診：事前の聞き取りやアンケート等を組み合わせて、発達等に課題のある幼児等を対象にした健診。

【引用・参考】・5歳児健康診査マニュアル ・母子保健医療対策総合支援事業（令和5年度補正予算分）の実施について」令和5年12月28日付こども家庭庁

- ・「5歳児健康診査の実施に当たって求められる地域のフォローアップ体制等の整備について」令和6年3月29日こども家庭庁等
- ・「令和5年度母子保健衛生費国庫補助金（令和5年度補正予算）に関わるQ&Aについて」一部改正令和6年9月6日こども家庭庁
- ・「令和7年度（令和6年度からの繰越分）母子保健衛生費国庫補助金（うち「1か月児」及び「5歳児」健康診査支援事業）」に係るQ&Aについて」令和7年6月10日付こども家庭庁